

動画広告等特約

本特約は、「動画広告ならびに流入獲得」をご利用いただくクライアントに対し、オンライン情報サービス利用規約に加えて、適用されるものとします。

第1条(優先合意)

1. 本特約の条項とオンライン情報サービス利用規約の条項とが相違する場合は、本特約の条項が優先するものとします。
2. 本特約に定めのない事項は、オンライン情報サービス利用規約の条項が適用されるものとします。

第2条(用語の定義)

1. 「本サービス」とは、ディップが運営する動画広告サービスの総称をいいます。
2. 「動画広告」とは、本サービス内のディップが指定するメディアに、ディップがクライアントから委託を受けて制作した動画を掲載することをいいます。
3. 「流入獲得」とは、前項の動画広告など、ディップが運営するサービスページへの流入を広告配信などで促進するものとする。
4. 「クライアント」とは、ディップとの間で本特約に基づく動画広告掲載契約を締結する契約主体であり、かつ同契約に基づいて掲載する広告の主体となる個人または法人とする。
5. 「タレント」とは、本サービスの動画広告に起用される、芸能事務所等に所属する特定の出演者（インフルエンサー等を含みます）をいいます。

第3条(本特約の変更)

1. ディップは、法令等の制定・改廃があった場合等、ディップが必要と判断した場合に、クライアントの承諾を得ることなく、本特約を変更することができるものとする。ディップが本特約を変更した場合には、クライアントは、変更後の本特約に従うものとする。
2. ディップが本特約の変更を行う場合には、変更の1ヵ月以上前に変更後の規約の内容および効力発生日をディップのウェブサイト上に表示またはディップの定める方法によりクライアントに通知することで周知するものとし、その期間経過をもって、効力が発生するものとします。
3. 前項にかかわらず、ディップは、誤記訂正や形式的修正など変更が軽微な場合および本特約に基づき動画広告を掲載中のクライアントに効力を及ぼさない場合は、規約変更について通知しないものとします。

第4条(動画広告または流入獲得の契約の成立)

クライアントは、本特約を契約の内容とする旨の同意をした上で、ディップが指定する手続きに従って動画広告または流入獲得の契約の申し込みをする。

第5条(動画広告の制作等)

1. クライアントはディップの求めに応じて、取材対応、撮影場所の提供、動画出演者に対する取材依頼への協力、動画撮影に関する同意書の取得への協力、資料・素材の提供や広告原稿の確認など、ディップが動画広告制作にあたり必要となる作業について協力するものとする。
2. 動画広告の納品日はディップとクライアントで協議の上、別途定めるものとする。
なお、クライアントは、ディップに帰責性の無い理由により納品日に変更される場合があることをあらかじめ承諾するものとする。納品日を変更する必要がある場合は、ディップ及びクライアントにて協議の上、改めて決定する。
3. クライアントは、ディップに対して動画広告掲載前の修正依頼を原則 2 回まで依頼することができる。

【確認内容】

- ・初稿(1 回)
 - ・プレビュー(1 回)
4. クライアントが前項に定める事項につき予定よりも遅延したことに起因し、動画広告掲載開始日に動画広告が掲載できず、実際の動画広告掲載の開始が遅れた場合でも、クライアントは、所定の利用料金全額をディップに支払わなければならない、減額の申し出、返金の要求などを行うことはできないものとする。

第6条(動画広告掲載開始後の取扱い)

1. 本特約に基づき掲載した動画広告は原則、無期限で掲載される。ただし、クライアントの要望によってはこの限りではない。動画の掲載後、動画の取下げを希望する場合は、取下げ希望日の 1 週間前までにディップに通知しなければならない。
2. ディップは、クライアントまたはインタビューの要請があった場合、掲載したインタビュー動画の掲載を停止することができる。
3. 前項のほか、公序良俗に反する内容が動画に含まれている場合等、動画の内容についてディップが不適切と判断した場合、クライアントの許可を得ず、ディップは動画の掲載を停止することができる。
4. 前 3 項による動画の取下げまたは停止によっても第 10 条に定める利用料金の減額、返金等は行わないものとする。
5. ディップは、動画広告の掲載後、都合により動画を修正する場合がある。
6. クライアントは、掲載した動画を第 8 条第 1 項各号で定める場合以外にディップに

無断で、二次利用してはならない。

7. ディップは、本サービスで掲載するほか、ディップの保有する SNS アカウントその他によって動画を二次利用することがある。
8. ディップは、匿名の状態(指定のクライアントだと特定されない状態)で、レポーティングの実績をディップ資料やサービスに掲載することができる。

第7条(流入獲得のレポーティング)

1. ディップはクライアントに対し、流入獲得終了後に 1 度、動画広告の閲覧数、動画広告からのリンク先への遷移数を、ディップ所定の形式でレポーティングするものとする。ただし、クライアントからの要望がある場合、この限りではない。
2. 前項のレポーティングには、本サービス以外の実績は公開しない。

第8条(権利処理)

ディップが制作した動画についての著作権その他一切の権利はディップに帰属するものとし、クライアントは、次の各号に定める場合に限り、ディップが制作した動画広告を利用することができる。なお、この場合、本件サイトに掲載された動画広告が引用元であることを明示しなければならない。

- (1) クライアント企業社内にて広報する場合
- (2) クライアント企業のサイト(ソーシャル・ネットワーキング・サービスを含む)に掲載する場合

第9条(保証)

1. クライアントは、ディップに対し、動画広告内容が法令に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害しないことを保証する。
2. クライアントは、ディップが指定する方法で、動画広告の出演者に対し、動画への出演及び出演動画がディップにより動画広告として使用されることの同意を取得していることを保証する。
3. ディップが、第三者より、本特約に基づき掲載した動画広告に関して、クレーム、損害賠償請求その他の請求(以下「クレーム等」という。)を受けた場合、対象となる動画広告のクライアントは、その責任および負担においてこれを解決するものとする。ただし、ディップの責に帰すべき事由により当該損害が生じた場合にはこの限りではない。
4. 前項の場合に、ディップが第三者からのクレーム等に対応した場合、ディップがこれに要した費用は、クライアントが負担するものとする。ただし、ディップの責に帰すべき事由により当該費用が生じた場合にはこの限りではない。
5. ディップはクライアントに対し、動画広告を掲載したことによるクライアントまた

は動画の出演者等に対する誹謗流暢等がなされないことを保証しない。ディップは、当該誹謗中傷により、クライアントまたは出演者等が損害を被ったとしても、賠償の責任を負わないものとする。

6. ディップは、動画広告を掲載したディップが指定したメディアの都合で動画広告が掲載できなくなったとしても利用料の減額、返金等を含め、一切の責任を負わないものとする。
7. ディップはクライアントに対し、動画広告の閲覧数、リンク先への遷移数、クライアントへの応募数に関し、何ら保証しないものとする。

第10条(利用料金)

1. クライアントがディップに支払う利用料金は、別途の合意がない限り、ディップが発行する申込書等（合意書等を含みます。以下同じ）で特定された金額とする。
2. クライアントが、ディップの同意を得たうえで、ディップにて制作した動画を二次利用する場合（次項に定めるタレントの二次利用を除きます。）、または、動画広告掲載開始後の軽微な修正(リンク変更、軽微な修正)は無料であるが、大幅な修正には別途料金が発生する場合がある。
3. クライアントは、タレントの起用がある企画において、当該タレントの二次利用または二次利用期間の更新を希望する場合、ディップに対し、別途申込書等に定めるタレント二次利用費または年間更新費を支払うものとする。

第11条(支払遅延)

1. クライアントが前条に定める利用料金の支払を遅滞した場合、クライアントはディップに対して年 14.6%の遅延損害金を支払うものとする。
2. クライアントが前条に定める利用料金その他ディップに対して負担する債務の支払を遅滞する場合、ディップは、クライアントがすべての債務を完済するまで、クライアントとの間で成立している動画広告掲載契約に基づくすべての動画広告掲載を停止できるものとする。
3. 前項の場合、クライアントはディップに対し、当該動画広告掲載が停止されることにつき、利用料金の減額、損害賠償その他一切の請求を行うことができないものとする。

第12条(中途解約)

1. クライアントは、ディップが動画広告の制作に着手した後、動画広告掲載前に、クライアントの都合で本サービスを中途解約する場合は、オンライン情報サービス利用規約における中途解約の定めにかかわらず、ディップに対し、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める違約金を支払うものとする。

- (1) タレントの起用がない企画の場合：申込書等に定める利用料金に相当する金額
 - (2) タレントの起用がある企画の場合：前号に定める金額に加え、タレントの解約に伴い発生する費用（タレント所属事務所等へのキャンセル料等、当該解約に伴い発生する費用を含む）に相当する金額
2. 動画広告掲載後の取り扱いは、本特約第 6 条各項の定めに従うものとする。

第13条(損害賠償)

ディップは、本特約に基づく動画広告掲載契約ならびに流入獲得契約に関し、クライアントの責めに帰すべき事由によりディップが被った損害について、クライアントに対しその賠償を求めることができる。

最終改定日：2026 年 9 月 1 日